

第 114 回 全国健康保険協会千葉支部評議会の概要報告

開 催 日	令和 2 年 10 月 29 日 木曜日 14 : 30 ~ 16 : 15
開 催 場 所	日本生命千葉ビル 4 階会議室
出席者	小賀野評議員（議長）、椎名評議員、鈴木(一)評議員、鈴木(勝)評議員、 中野評議員、野口評議員、萩原評議員、宮本評議員（五十音順） 欠席：飯田評議員
議題	1. 令和 3 年度保険料率に関する論点について〈審議事項〉 2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について〈審議事項〉 3. 令和 3 年度支部保険者機能強化予算について〈審議事項〉
議 事 概 要 (主な意見等)	
(オブザーバーとして本部企画部より安田次長が参加)	
1. 令和 3 年度保険料率に関する論点について〈審議事項〉	
<p>■資 料 1-1：協会けんぽ（医療分）の令和元年度決算を足元とした収支見通し（令和 2 年 9 月試算）について</p> <p>■資 料 1-2：令和 3 年度保険料率に関する論点について</p> <p>■参 考 資 料：今後の運営委員会・支部評議会のスケジュールについて</p>	
<p><u>主な意見・質問等</u></p> <p>【被保険者代表】 リーマンショック時、持続可能な医療保険制度を構築するため、関連する制度の改正等何か対応は行われたのか。</p> <p>⇒後期高齢者医療制度への支援金について保険者の財政力に応じた負担方法にするための総報酬割の導入や、国庫補助率を 13%から 16.4%へ戻す措置を行った。そういった財政措置を行ったとしても、協会けんぽとしては保険料率を上げざるを得なかった。</p> <p>【被保険者代表】 新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度までの議論の想定が崩れている。医療保険制度が維持できなくなれば社会システム自体崩れてしまう。そうならないためにも、加入者の自助努力も必要だが、国庫補助を一時的に引上げるなどの国への要請も検討していただきたい。また、社会情勢を踏まえた議論を前倒しで行っていくことも併せて要望したい。</p>	

【被保険者代表】

賃金水準がリーマンショック時の情勢から脱却するまでどれくらいかかっているのか。

⇒平成 20 年の平均標準報酬月額の水準に戻るまでには約 10 年かかっている。

【被保険者代表】

基本的には保険料率 10%維持が良いとの考えは理解できるが、コロナ禍における保険料の納付猶予の金額を見ると、令和 3 年度に限っては保険料率を引下げるなど考慮があっても良いのではないかと。

【学識経験者】

保険料率 10%は維持せざるをえない。しかし、準備金残高が年々増加しており法定準備金は 1 か月分の確保とされているところ、ジェネリック医薬品の使用等加入者も協力した結果、令和元年度決算では 4.3 か月分ある。時々の決算状況を踏まえ、翌年度の保険料率に還元していくことも必要ではないか。

また、保険料率を下げると国庫補助が減額される構造となっているのではないかと。協会けんぽの安定した制度運営のためには国庫補助の在り方を抜本的に変えていく必要がある。

⇒協会けんぽが保険料率を引下げると、財政的な余裕があると捉えられ、税金から支出する国庫補助を引下げても良いという話が出かねない。国庫補助率を 16.4%に恒久化した際には、今後保険料率を引き上げる場合に国庫補助率の引き上げを検討することとした経緯がある。そのため、保険料率を 10%から引下げると国庫補助率も引下げられるリスクはある。

【学識経験者】

保険料の納付猶予後についても納付が困難な場合、事業所側へ支援する仕組み等も検討していただきたい。

【事業主代表】

保険料率は低いほうが良いが、賃金の上昇を見込めない状況から急激な引上げは経営に支障があるため 10%維持は妥当と考える。

【事業主代表】

新型コロナウイルス感染症の対応として、国がかなり大胆な給付政策をとっている。健康保険制度においても状況を見ながら弾力的な財政支援を要請していただきたい。

また、今回コロナケースとして予想を立てていただいているが、予想が全く外れることもあるため、引き続き中長期的に保険料率について考えていかなければならない。

2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について〈審議事項〉

■資料 2：インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について

主な意見・質問等

【被保険者代表】

千葉支部を含めた被保険者数が増加している大規模支部には不利な制度である。加えて全国で競い合う現行ルールでは、新型コロナウイルス感染症が支部の業績に与える影響の地域差が大きい。評価指標ごとの事業は推進していただきたいが、現在は同じ指標で全国一律に評価できる公平な状況ではないので一度インセンティブ制度のやり方の見直しが必要ではないか。

【被保険者代表】

コロナ禍における新しい保健指導等の様式も考えていく必要がある。

【学識経験者】

新型コロナウイルス感染症において、重篤化しやすい生活習慣病について再認識され、保健指導等の重要性が増している。そのため、中小・零細企業にも対応できるオンラインの活用や、事業所・被保険者へのインセンティブを出すことで実施率を増やすなど、コロナ禍における対策や広報を本部主導で検討していただきたい。

3. 令和3年度支部保険者機能強化予算について〈審議事項〉

■資料 3：令和3年度支部保険者機能強化予算について

主な意見・質問等

【被保険者代表】

昨年度の予算と比較すると被保険者の伸び率に対して、強化予算が増えていないように感じる。限られた財源の中で工夫が求められ、かつコロナ禍における新しい啓発事業を企画G中心に議論していただきたい。

【学識経験者・議長】来年度の予算を編成するにあたり、本部としてはコロナ禍を考慮した予算編成を指示しているのか。

⇒基本的には、コロナが一段落した状態を想定している。今年度に関しては、支部保険者機能強化予算の予算執行率は低くなると考えている。しかし、現時点で来年度のコロナの状況が読めないこともあり、来年度予算について特別縛りはかけていない。

【事業主代表】

当社の施設の入所者で複数の薬を服用されている方が、服用内容を見直して体調が改善されたケースもあることから、新規事業であるポリファーマシー対策に関する事業はぜひ推進していただきたい。

特記事項

- ・傍聴者1名
- ・次回の開催は、令和2年12月4日（金）の予定。